

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松尾

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年 3 月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

基盤強化法による利用権設定を基本に、農地中間管理機構も活用しながら、  
農地流動化を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

○新規就農の促進

援農隊や大学生による農業体験の受け入れを通じて地域の魅力をPRし、新規就農  
へのきっかけづくりとする。

○経営の複合化

水稻に不向きな農地を利用して畑作物を栽培し農閑期の収入を確保する。

○企業の農業参入

㈱飯尾醸造の参入による無農薬米栽培を継続する。

○その他

（作物のPR販売）有機肥料米を栽培し、ブランド化を検討する。

（共同管理）中山間・多面的の取組を継続するとともに、共同で  
不作付地や農道・水路の管理等にあたる。